



委員からの追加要望資料

消費者物価指数（食料関係）の対前年上昇率の推移

○ 食料関係の消費者物価指数の対前年上昇率については、直近では持家の帰属家賃を除く総合を上回って推移している。

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月 ～2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
食料	2626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4
生鮮食品	396	2.1	8.7	17.3	21.9	18.8	13.9	3.9	△ 0.1	1.6	9.8
生鮮食品を除く食料	2230	3.8	4.2	4.4	5.1	5.6	6.2	7.0	7.7	8.2	5.8
穀類	214	13.5	15.0	15.2	18.4	21.9	25.4	27.4	28.7	29.0	21.6
(参考) 持家の帰属家賃を除く総合	8420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 「2024年10月～2025年6月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

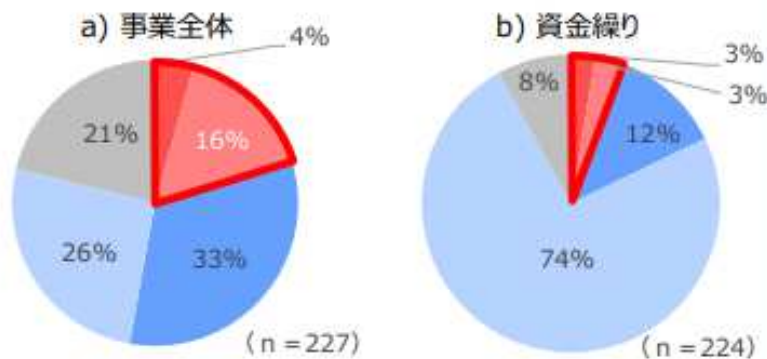
政府系金融機関による企業ヒアリング（米国関税措置の影響）の結果（DBJ）

- 日本政策投資銀行（DBJ）の融資先（227先^{（注）}）にヒアリングを実施した結果、販売量の減少や生産コストの増加など、**事業全体**で影響が発生しうるとの回答は**全体の2割**。また、**資金繰り**で影響が発生しうるとの回答は**全体の1割弱**
- **輸送用機械（自動車業界）**に対象を絞ると、**事業全体**で影響が発生しうるとの回答が**4割**。また、**資金繰り**で影響が発生しうるとの回答が**3割弱**

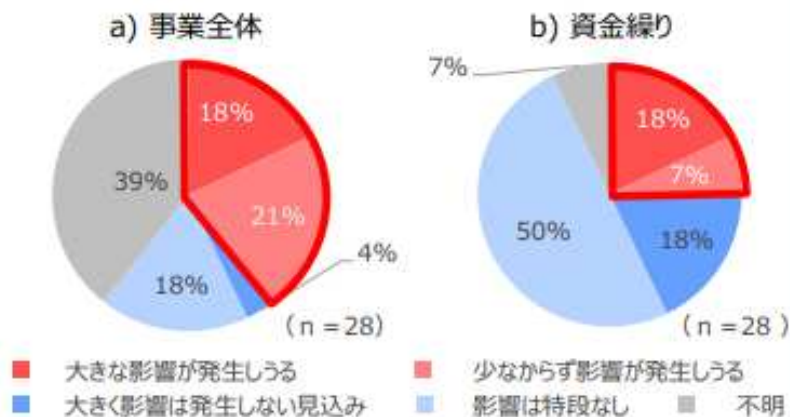
（注）ヒアリングした227先：輸送用機械28先、運輸業25先、はん用・生産用・業務用機械20先、化学18先、電気機械15先、食料14先、鉄鋼7先 など

◆ ヒアリング結果

i) 全体



ii) 輸送用機械



◆ 事業者の声

● 「影響が発生しうる」の声

- 主力の米国向け自動車の大宗をメキシコ・日本で製造しており、両国で関税措置の影響を大きく受ける。資金繰りにも相応の影響が出る可能性（輸送用機械）
- 為替変動の影響を懸念。在庫が増加しないよう、販売量の落込みにあわせて生産量を調整。資金繰りも長期的には影響が出る可能性（はん用・生産用・業務用機械）
- 売上の1割弱が米国向けであり、バッテリー・電子部品事業をはじめ、事業全体で影響を受ける可能性。手元資金が相応にあり、当面の資金繰りに懸念なし（電気機械）
- 自動車船・コンテナ船は米国航路もある中、荷動き減退による影響が出る可能性。手元資金があるため一定の耐性はあるが、信用収縮が起きるリスクを懸念（運輸業）
- ポジティブな要素はない。生産拠点を含めサプライチェーンは簡単に動かさない（輸送用機械）

● 「影響は発生しない見込み・影響は特段なし」の声

- 現時点で資金計画を見直す動きはないが、マクロ経済の減速により影響を受ける可能性。当面の資金繰りに懸念なし（輸送用機械）
- 今後、自動車メーカー等で業況が悪化すれば、影響が波及してくる可能性。当面の資金繰りに懸念なし（化学、電気機械、鉄鋼）
- 事業全体・資金繰りともに特段影響なし（輸送用機械、はん用・生産用・業務用機械）

● 「不明」の声

- 現時点で見通し不明、影響を試算中（多数）

政府系金融機関による企業ヒアリング（米国関税措置の影響）の結果（日本公庫）

- 日本政策金融公庫・中小事業部の融資先（705先^{（注）}）に加え、同公庫・国民事業部が全国の商工会・商工会議所（277先）にヒアリングを実施した結果、製造業（自動車部品・その他）を中心として、今後、影響が発生する可能性との回答も一定程度あるが、**現時点で影響がないとの回答が多数**

（注）ヒアリングした705先：製造業（自動車部品）186先、製造業（その他）291先、卸売業・小売業 136先 など

◆ ヒアリング結果

i) 中小事業ヒアリング結果



ii) 国民事業ヒアリング結果

※ 商工会・商工会議所へのヒアリング



◆ 【公庫・中小/国民】事業者等の声

● 「現時点で影響あり」の声

- 当面の発注見合わせの連絡が来た（東海・その他製造業）
- 5月受注分から受注が半減する予定（中国・自動車部品製造業）
- 下期の生産計画が見通せなくなっている（関東・自動車部品製造業）
- 現地生産に切り替える話がある（関東・その他製造業）
- 仕入れ価格の急騰や売上減少に備えた相談があった（北海道、近畿、中国の商工会議所）

● 「今後影響が発生する可能性がある」の声

- 直接の影響はないが、米国・国内経済の悪化により、自社業績が悪化する可能性（多数）
- 自動車販売量の減少で、自社販売に影響があり、懸念（自動車部品その他製造業多数）
- 早ければ5月にも影響が出てくると予想（中国・自動車部品製造業）
- 会員企業にアンケート調査をした結果、「影響不明」が約6割（東北・商工会議所）
- 漠然とした不安の声のみで、具体的な相談はない（中国・商工会議所）

◆ 【公庫・農林】事業者の声 ※ ヒアリングした30先：農業10先、畜産業10先、林業5先、漁業5先

- 生産している茶は富裕層向け商品であるため、購買意欲の低下は限定的と見ている（九州）
- 和牛の輸出量減少を受けて、余剰分が国内に仕向けられると価格が低下するおそれ（近畿）
- 木材製品は関税対象外だが、今後の動向を注視（九州）
- 米国向けにブリ加工品を輸出しているが、関税により販売が落ち込むとみる（九州）

政府系金融機関による企業ヒアリング（米国関税措置の影響）結果（JBIC）

- 国際協力銀行（JBIC）において17業種に幅広くヒアリングを実施（計165件、海外拠点についても聴取）。
 - ✓ 輸出額の大きい自動車セクター含め、関税措置の影響を精査中であり、先行きの不透明感を懸念する業種が多数。今後の影響次第で、資金ニーズが拡大する可能性。
 - ✓ 米国の国家安全保障や製造業回帰の観点から、戦略的に重要となる品目においてセクター別関税が課されるかどうかに関心（自動車、自動車部品、半導体（含製造装置）、医薬品、電子機器（コンピューター関連、スマホ））。
 - ✓ 関税の販売価格への転嫁の可否は業種によって様々であるが、ほぼすべての業種において、関税措置による景気低迷にともなう需要減といった二次影響を懸念。
 - ✓ 地域別にみると、いずれの地域でもサプライチェーンを再構築する動きはまだ見られないが、地産地消型のビジネスであり相対的影響が軽いという声がある一方で、地域をまたがる影響を懸念する声がある。

◆業種別の主なコメント

- ・ **自動車**：他業界に比べ関税への関心は高い。関税を販売価格に上乗せするかは未定、サプライヤーが関税を負担した場合は大きな影響。景気悪化による販売台数減の影響を懸念。
- ・ **半導体**：現在は関税の対象外だが、ユーザー（日本からの完成車）の輸出への影響は既に懸念。
- ・ **重工**：現時点で特段の影響はなく、民間航空機・航空エンジンは関税の販売価格への転嫁が可能。航空機関連は認証等があり代替が効かず供給網の変化は見込まれない。
- ・ **電力関連**：一部製品は、米国企業も海外で製造しており同条件。関税の価格転嫁も可能。
- ・ **資源開発（LNG）**：鉄鋼製品の関税が米国での開発費用増に繋がる可能性。インフレ・関税によるコスト上昇や、景気後退の実需への影響等から、LNGプロジェクトへの投資判断が難しくなることを懸念。

◆各地域別の状況（海外拠点のヒアリング）

- ・ **ASEAN**：本邦企業からの完成車の対米輸出は多くなく、供給網組換え等の具体的な動きはまだ見えず。懸念は域内経済の低迷。自動車では日系大手企業サプライヤーよりも下流の中堅中小現地企業の影響を懸念。
- ・ **中国**：米中デカップリングを前提とした形態（地産地消型）に移行しており、大宗の企業は影響軽微。中国のさらなる景気減速を懸念。
- ・ **欧州・中東**：域内地産地消傾向の日本企業が多く、様子見。行き場のない中国製品流入による自社製品の競争力低下を懸念。欧州メーカーの対米輸出減少が本邦商社や部品サプライヤーに影響を与える可能性。
- ・ **米州**：本邦企業の求める品質基準をクリアできるサプライヤー確保が難しく、サプライチェーン見直しは困難。関税分を米国内販売価格に転嫁することは容易でなく、体力勝負になっていく様相。

（注）全165件の内訳：国内：76、海外：アジア（41）、欧阿中東（34）、米州（14）

金融機関への調査結果（概括）

金融庁作成資料

資金繰りや地域経済への影響

- 事業者の資金繰りについては、
 - 顧客企業から今後に向けた懸念を寄せられた金融機関は 19.7%（63／320）。
 - 顧客企業から既に影響が生じているとして相談を寄せられた金融機関は 1.3%（4／320）。
- 地域経済については、既に影響が生じているものと評価する金融機関は 0.9%（3／320）。
- 足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声は一定程度寄せられている。

金融機関としての対応

- 今般の動向に起因する特別な対応を実施している金融機関は 68.8%（220／320）。多くの金融機関が、相談窓口の設置や特別融資枠の取扱いといった取組を開始している。
- 中には、
 - 特別融資枠の取扱いに際して、年単位で元金据置を可能とする金融機関や、融資上限を設定しない金融機関、
 - 自動車産業を基幹産業とする地域において、自動車業界支援専担チームを活用して専門性の高い支援を実施していく方針の金融機関、等もあり、引き続き、地域の産業特性や顧客企業の状況に応じた積極的な取組が期待される。

- 調査報告時点：2025年4月11日（金）
- 調査対象：計320の民間金融機関（主要行等7行、地方銀行55行、第二地方銀行34行、信用金庫156金庫及び信用組合68組合）

基本方針

- 米国の関税措置が、相互関税の一部につき適用を一時停止したとはいえ、自動車産業を始めとする我が国の産業・経済、そして、世界経済に大きな影響を及ぼしかねないことに変わりはない。
- 引き続き、一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに、国内産業・経済への影響を把握・分析しつつ、資金繰り支援など必要な支援に万全を期す。
- 米国との協議の状況や、関税措置による輸出産業、関連する中小企業や地域経済、さらには国民生活への影響をよく注視し、躊躇なく追加的に必要な対応を行っていく。

緊急対応策

(1) 相談体制の整備

- JETROに加えて日本政策金融公庫等（以下「公庫等」という。）など全国約1,000か所に特別相談窓口を設置し、事業者の相談にきめ細かく対応
- プッシュ型の支援ができるよう省庁の地方支分部局や関連団体に相談窓口等の体制を整備
- ホームページ等を通じた正確、迅速かつ丁寧な情報提供

(2) 影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化

- 公庫等のセーフティネット貸付の利用要件緩和
 - ※ 関税措置による影響拡大等が見込まれる場合、状況をよく見極めた上で、5月以降適切なタイミングから、外的要因で業績悪化を来している事業者への金利引下げの対象拡大の実施を検討
- 公庫等のオンライン手続の周知・広報等により、融資申込から送金までの手続を迅速化
- 影響を受ける業種へのセーフティネット保証制度の適用や資本性劣後ローンの活用促進により、民間金融機関による支援を拡大
- 官民金融機関に対し、相談窓口の設置・運営等も通じた事業者の状況把握や、既往債務の返済猶予や条件変更等を含めたより一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底を要請。貸付条件の変更状況等に係る報告徴求・公表の頻度を強化
- 金融庁での専用相談ダイヤルの早急な開設
- 国際協力銀行の融資を通じた日本企業の海外事業支援
- 日本貿易保険を通じて、資金繰りの悪化した海外子会社に対する運転資金の融資等に対して保険を付保。関税措置に起因する損失が保険金支払事由と認められる場合は輸出保険でカバー
- 「ミカタブプロジェクト」の強力な推進
 - 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対する経営アドバイスや施策紹介、新事業への進出等に向けた設備導入や省力化投資への補助などの支援
 - 今後の関税措置による影響を精査した上で、必要に応じて、自動車部品サプライヤー以外の業種に対する伴走支援を拡充
- 6年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援
- 納税猶予の柔軟な適用

(3) 雇用維持と人材育成

- 以下の施策により、雇用の不安定化を防ぐとともに、リ・スキリングの推進等により構造転換期における労働移動を適切に支援
 - 全国の労働局・ハローワーク等における丁寧な相談対応
 - 雇用調整助成金等の雇用関係の助成金の手続の迅速化・活用促進により、短期間勤務や研修制度と併せた柔軟な支援を実施
 - ※ 今後の雇用の状況をよく把握し、必要が生じた場合には、適用要件の緩和など迅速な支援が受けられる措置を検討
 - 教育訓練給付の給付率引上げ（6年10月）
 - 教育訓練休業給付金の創設（7年10月）
 - 教育訓練給付や中小・中堅企業への訓練経費等の助成の充実・活用

(4) 国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

- 6年度補正予算や7年度予算に盛り込んだ施策の柔軟かつ早期の執行。以下の多面的な政策を通じ家計の可処分所得を拡大
 - 1.2兆円の所得税減税や大学生年代の子の特定扶養控除の年収要件の引上げ
 - 世帯当たり3万円の低所得者世帯への給付措置
 - 重点支援地方交付金を活用した地域商品券などの消費下支え、観光需要喚起策（「地域観光魅力向上キャンペーン」等）の展開
 - 7年度から拡充した高校・大学の無償化や育児休業給付等による教育・育児費用の軽減
 - 住宅購入等支援（子育てグリーン住宅支援事業）等
 - ※ 自動車関税による影響を見極め、必要に応じ国内需要対策のための効果的な施策を講ずることを検討
- 関税措置が我が国の物価等に与える影響が不透明であることを踏まえ、以下のように物価高対策にも万全を期す
 - 夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施。必要ならば、更なる対応策を躊躇なく講ずることができるよう検討
 - 「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置（ガソリン・軽油10円、重油・灯油5円、航空機燃料4円）を5月22日から段階的に実施
 - 電力使用量の増加する7・8・9月の3か月について、電気・ガス料金支援を実施（5月中旬に詳細決定）

(5) 産業構造の転換と競争力強化

- ＜重点分野（半導体・蓄電池・医薬品・農産品等）＞
 - 国内投資や輸出を促進する補助制度・戦略分野国内生産促進税制や、経済安全保障分野での研究開発税制を活用し、戦略産業の育成を推進
 - AI・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を着実に実施
- ＜GX分野＞
 - 以下の施策により、脱炭素化とエネルギー供給の強靱化を図りつつ、国内におけるGX投資を促進
 - 鉄鋼分野等の多排出製造業の大規模製造プロセス転換の推進
 - 蓄電池・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力などの国内製造サプライチェーン構築、企業の省エネ設備投資・省エネ診断の推進
 - 大企業等と連携したスタートアップの実用化投資の推進
 - 再エネ・原子力の最大限の活用に向けた投資等の着実な推進 等
- ＜医薬品分野＞
 - 創薬エコシステムの構築を進め、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進し、革新的新薬を生み出すための民間投資を呼び込む体制を強化
 - バイオ医薬品等の国内製造体制の整備を推進
- ＜中小企業支援＞
 - 下請法等改正法案の早期成立による価格転嫁対策の徹底
 - 関税措置による影響を受ける中小企業に対し、「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」その他の中小企業の生産性向上に係るより幅広い補助金においても優先採択を実施
- ＜農林水産分野＞
 - 関税措置による影響を受ける農林水産事業者・食品事業者等に対して、新たな基本計画に基づく施策の方向性を踏まえ、生産体系等の転換に係る支援における優先採択を実施
- ＜多角化・新規成長領域＞
 - 多角化や新規成長領域（6年度補正予算等に盛り込んだグローバルサウス諸国における実証事業等への支援、JETRO等を通じた中堅・中小企業の海外展開支援、農林水産事業者・食品事業者等の輸出支援）を通じ、事業の多角化や代替市場の獲得を促進

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 （1998年）	労働法典 （L3231-1以下） （1950年）	最低賃金法 （MiLoG） （2015年）	公正労働基準法 （FLSA） （1938年） ※州別最賃は各州法	最低賃金法 （1988年）	最低賃金法 （1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）	○未成年者（18歳未満） ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時（開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10ポンド ○16～17歳：7.55ポンド ○見習訓練生：7.55ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	（未成年） ○17歳：10％減 ○16歳以下：20％減 （熟練化契約） ○年齢と学位により20～45％減 （見習訓練契約） ○年齢と契約経過年数により22～73％減	—	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者（雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者（連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者（修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く）： 最低賃金額（時給額）から10％減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
（参考）最低賃金額	【全国生活賃金】 12.21ポンド ※2025年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	11.88ユーロ ※2024年11月1日発効	12.82ユーロ ※2025年1月1日発効	7.25ドル ※2009年7月24日発効	10030ウォン ※2025年1月1日発効	1055円 ※全国加重平均 ※2024年10～11月発効

欧州連合（E U）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。基準は、各国の慣行(法定、専門機関による決定あるいは三者合意など)に基づいて設定することができるが、少なくとも、a)最賃額の購買力(生活費を考慮)、b)一般的な賃金水準や分配の状況、c)賃金上昇率、d)長期的な生産性の水準・動向、の各要素を含まなければならない。このほか、物価による自動調整メカニズムを併用することも可能だ(適用すると額が減少する場合を除く)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

（単位：％）

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

（注１）令和６年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。５人以上事業所の常用労働者が対象。

（注２）それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、２０２４年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

（注３）時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／１２を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／１２を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

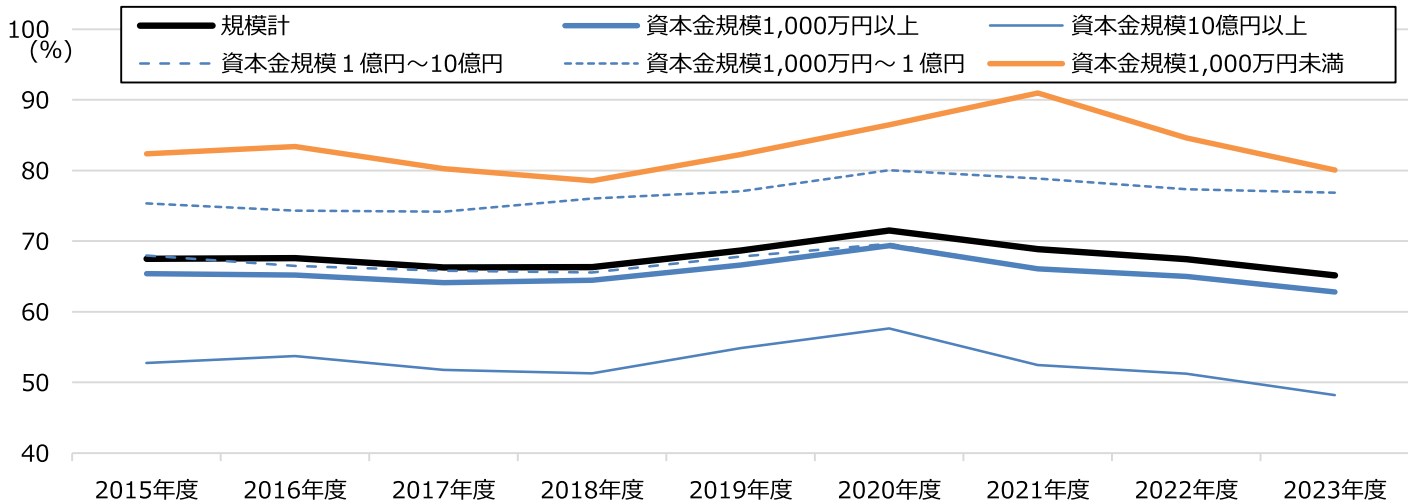
(単位：％)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	〃 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	〃 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
	〃 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
	〃 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

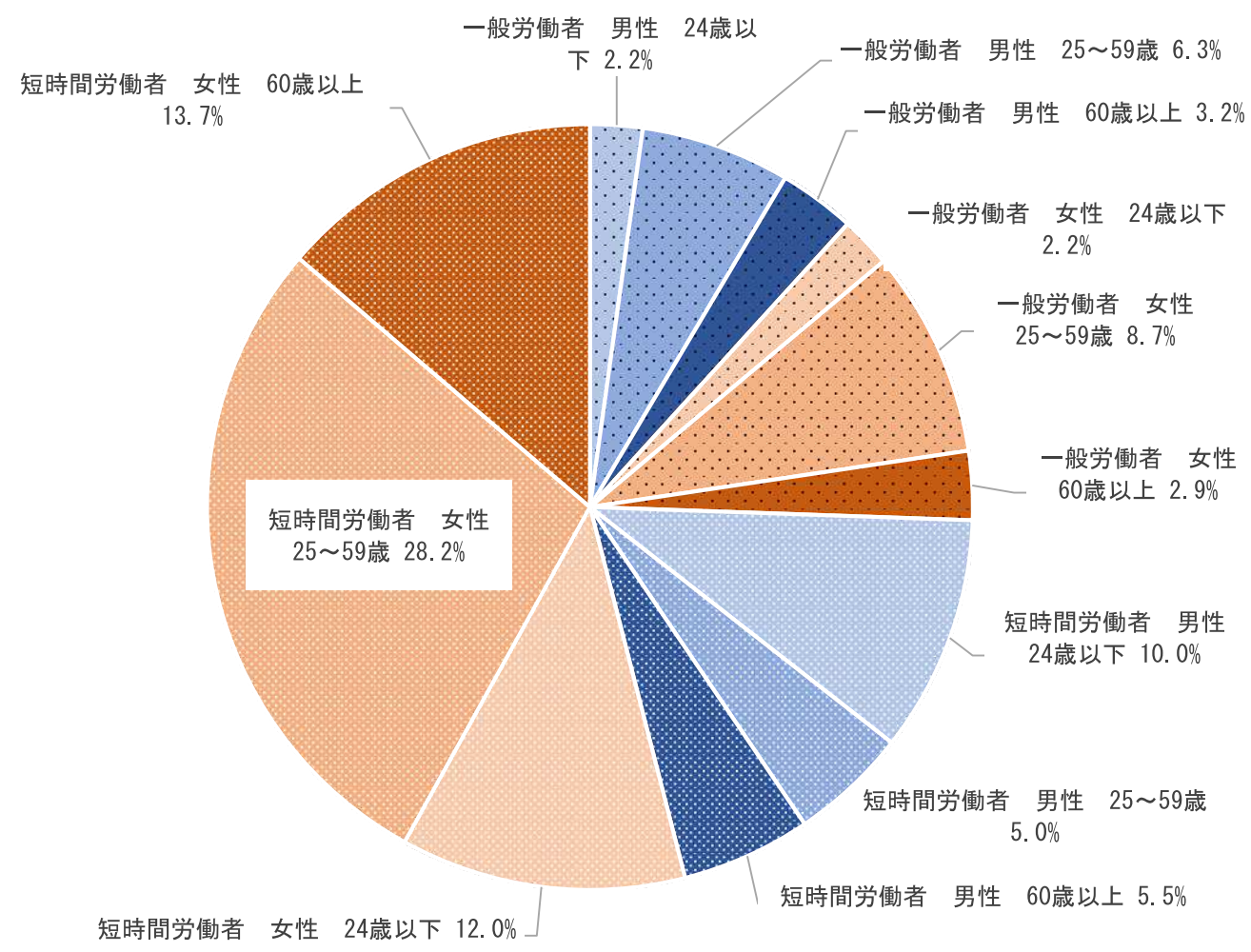
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。
付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。
人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



最賃近傍雇用者構成比（2024年）



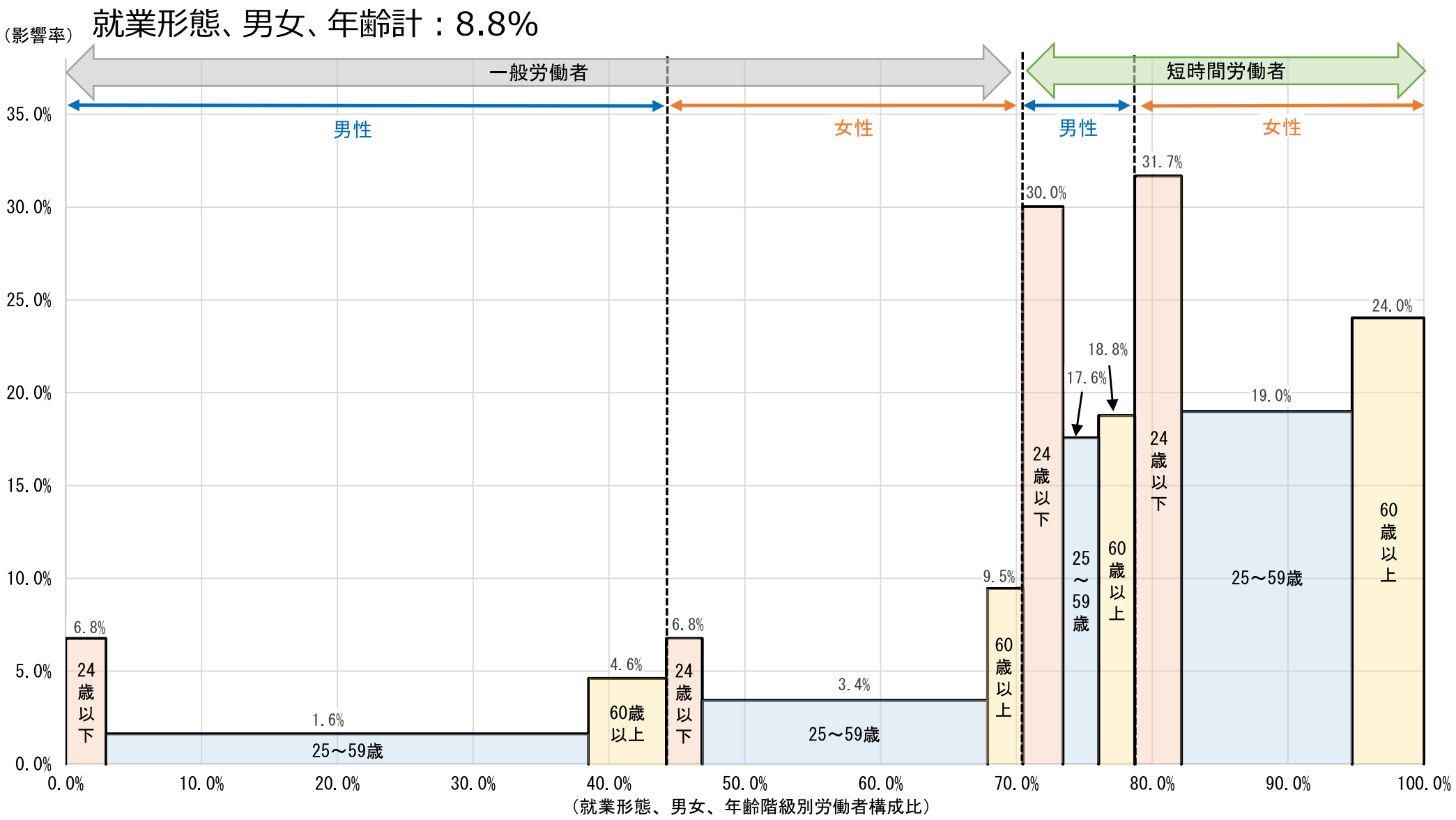
（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。

所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）

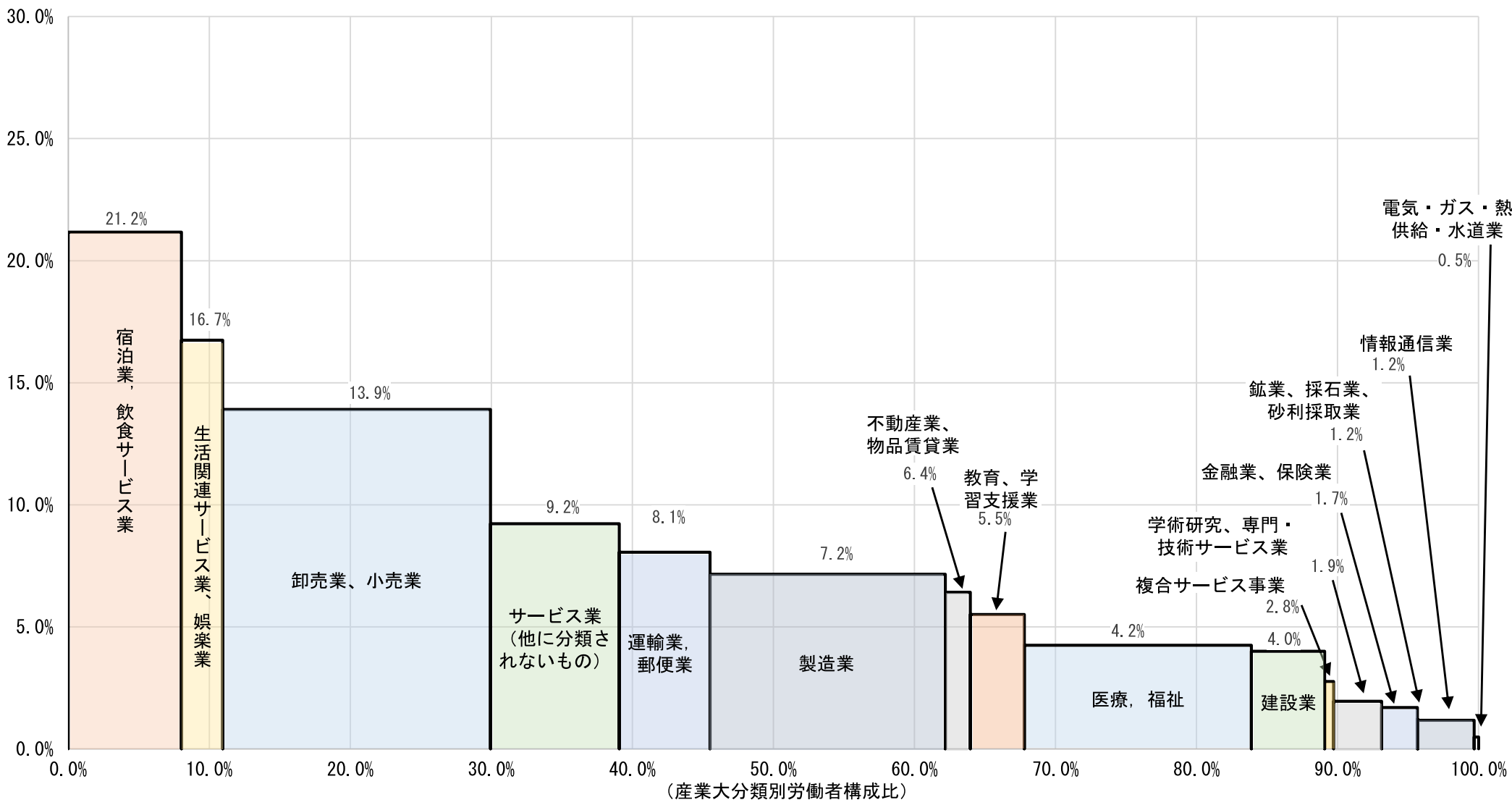


（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

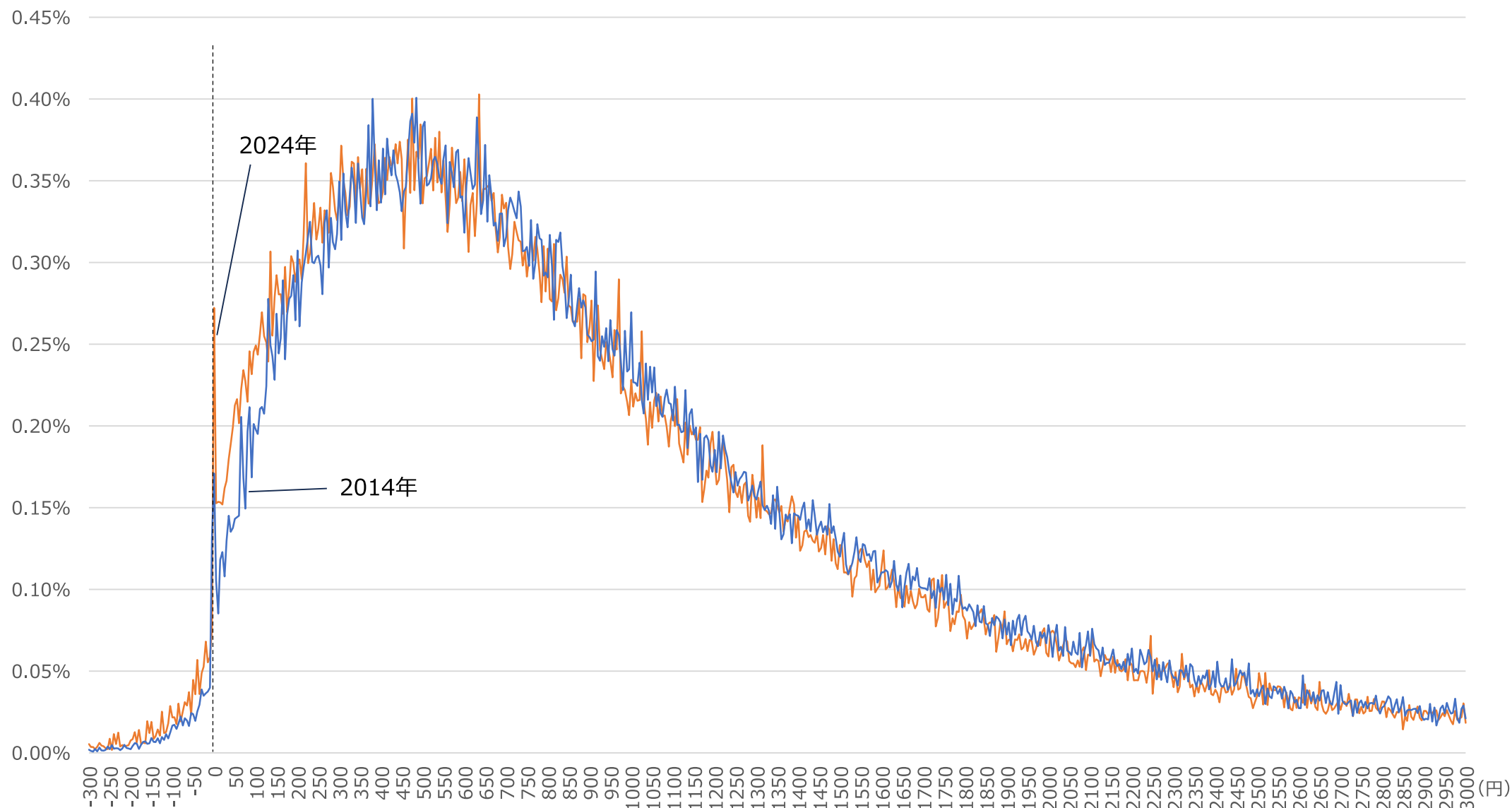
(影響率) 産業計：8.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

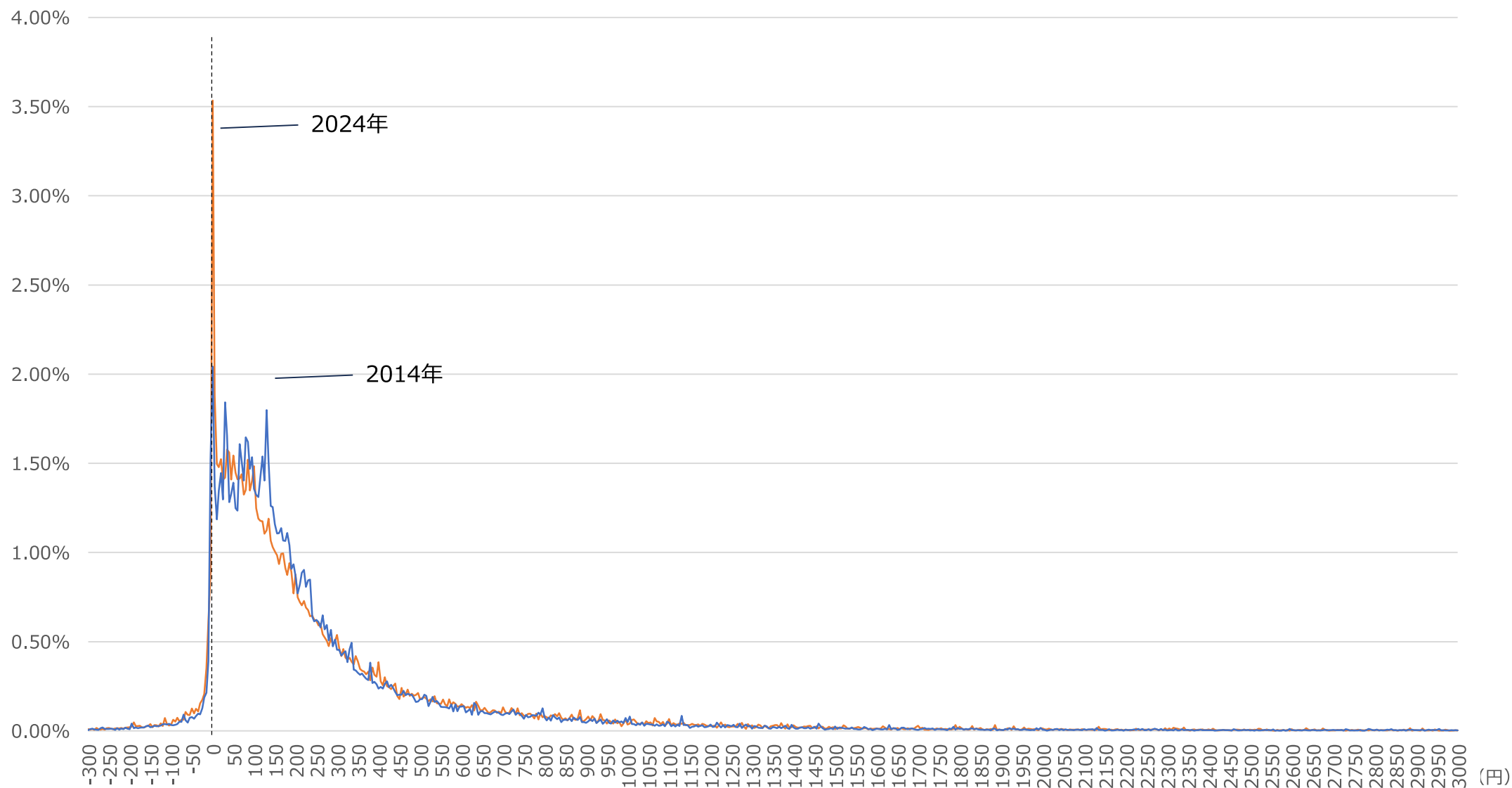
時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注）
1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
 4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。